

東京都登録検証機関評価制度要綱

(制定) 平成 25 年 1 月 11 日 24 環都総第 784 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 8 条の 6 第 2 項に規定する基準を定め、登録検証機関登録簿に登録された検証機関に対する評価（以下「評価」という。）を実施することにより、登録検証機関の検証の質の更なる向上を促し、もって大規模事業者に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）
- 二 登録申請ガイドライン 総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン（平成 21 年 7 月 16 日付 21 環都総第 146 号）
- 三 特定ガス検証ガイドライン 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン（平成 21 年 7 月 16 日付 21 環都総第 160 号）
- 四 警告 登録検証機関等に係る行政措置要綱（平成 24 年 4 月 27 日付 24 環都総第 94 号）第 4 条に規定する警告
- 五 文書指導 登録検証機関等に係る行政措置要綱第 4 条に規定する文書指導
- 六 口頭指導 登録検証機関等に係る行政措置要綱第 4 条に規定する口頭指導

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例、規則、登録申請ガイドライン及び特定ガス検証ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

(評価対象機関)

第 3 条 評価の対象となる登録検証機関（以下「評価対象機関」という。）は、特定ガス・基準量検証の業務について、評価を実施する年度の前年度において 3 件以上の検証業務を行ったものとする。

(評価対象期間)

第 4 条 評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、評価を実施する年度の前年度 1 年間とする。

(評価の申請)

第 5 条 評価を受けようとする評価対象機関は、知事が別に定める期間において、別記第 1 号様式による東京都登録検証機関評価制度申請書に、知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(評価の方法及び評価項目)

第6条 知事は、前条の規定により評価を申請した登録検証機関（以下「評価申請機関」という。）の検証実績等について、次のとおり評価を行う。

- 一 評価項目、審査の基準及び内容並びに配点（以下「評価項目等」という。）は、別表1によるものとする。
- 二 評価は、評価項目ごとの得点の合計により、別表2に掲げる各評価段階への適合を判定する。
- 三 評価は、知事が別に定める書類の審査及び現地調査等により行う。

(評価結果の通知)

第7条 知事は、前条の規定による評価を実施したときは、当該評価の結果を、評価申請機関に対し、別記第2号様式による東京都登録検証機関評価制度評価通知書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 知事は、東京都登録検証機関評価制度申請書の記載事項に不備がないこと、当該申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他のこの要綱に定められた申請の形式上の要件又は第3条の要件に適合しないため、前条の規定による評価を実施しないことを決定した場合には、評価申請機関に対し、別記第3号様式による東京都登録検証機関評価制度対象外通知書により、その旨を通知する。
- 3 知事は、前2項の通知を、前条の申請があった年度の知事が別に定める日までに行うものとする。

(評価の有効期限)

第8条 第6条の規定による評価の有効期限は、当該評価をした日から1年を経過する日とする。

(評価の公表)

第9条 知事は、第7条第1項の規定により通知書の交付を受けた評価申請機関（以下「通知書受領機関」という。）のうち、別表2に規定する評価段階がS又はAに該当したものについて、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 法人名及び代表者の氏名
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 評価区分として、特定ガス・基準量検証
- 四 評価対象期間
- 五 評価段階
- 六 評価概要

- 2 知事は、次条第1項の規定により第6条の規定による評価の取消しを行い、又は第11条の規定により評価の効力が失われた場合にあっては、速やかに、前項の規定による公表の内容に反映させるものとする。
- 3 前2項の規定による公表の手段は、次の各号に掲げる方法とする。
 - 一 東京都環境局での閲覧
 - 二 インターネットの利用による公表

(評価の取消し)

第10条 知事は、第8条の有効期限の日までの間に、通知書受領機関が次の各号のいずれかに該当し、第6条の規定による評価を維持することが不適切と認める場合にあっては、当該評価を取り消すものとする。

- 一 改善命令その他の条例に基づく行政処分を受けたとき。
- 二 文書指導及び警告を受けたとき。
- 三 評価を受けるに当たって虚偽の申請があったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき評価の取消しを行ったときは、速やかに、通知書受領機関に対し、別記第4号様式による東京都登録検証機関評価制度評価取消通知書により、通知するものとする。

(評価の失効)

第11条 通知書受領機関が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、第6条の規定による評価は、その効力を失うものとする。

- 一 特定ガス・基準量検証の業務を廃止したとき。
- 二 検証機関の登録を取り消されたとき。
- 三 第8条の有効期限を経過したとき。

2 前項第3号の規定にかかわらず、通知書受領機関が第6条の規定による評価を新たに受けたときは、当該通知書受領機関に対する従前の評価は、その効力を失うものとする。

(評価項目の変更)

第12条 知事は、本要綱の趣旨を踏まえ、必要に応じて別表1の評価項目等を変更するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により変更した評価項目等は、次年度に実施する評価から適用を開始するものとする。
- 3 第1項の規定により評価項目等を変更したときは、速やかに、登録検証機関に通知するものとする。

(更新の登録の有効期間)

第13条 条例第8条の6第2項に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 従前の登録期間に応じて、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 従前の登録期間が3年の場合 別表第2に掲げる評価段階「S」を当該登録期間内に2回以上受けること。
 - (イ) 従前の登録期間が5年の場合 別表第2に掲げる評価段階「S」を当該登録期間内に3回以上受けること。

二 従前の登録期間の開始日から申請の日までに、文書指導、警告及び行政処分を受けていないこと。

2 知事は、前項の各号に掲げる基準を全て満たすと認めた場合は、更新の登録の有効期間を5年とする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、評価を実施するに当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 1 月 11 日から施行し、平成 25 年度の評価から適用する。

附 則 (平成 26 年 8 月 29 日 26 環都総第 447 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行し、平成 27 年度の評価から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日 27 環地総第 938 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 11 日 30 環地総第 700 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行し、平成 31 年度の評価から適用する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日 5 環気総第 683 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の評価から適用する。

附 則 (令和 7 年 2 月 5 日 6 環気総第 540 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の評価から適用する。

別表 1

評価項目		審査の基準及び内容	配点	
1	申請要件	検証機関及び検証主任者の登録要件を全て満たしていること。 評価対象期間の業務について、警告、行政処分を受けていないこと。		
2		検証業務の精度を高めるための事項等	計 100 点	
			基礎項目	加点項目
			60 点	40 点 (※1)
	(1) 検証結果の精度	検証結果報告書に重大な誤り（※2）が1件もないこと。 誤りの種類等に応じた減点の程度については、毎年度、東京都が別に通知する。	25 点	
	(2) 検証準備の充実	実地調査の前に検証留意事項を抽出し、検証結果の詳細報告書に記載していること。	10 点	
	(3) 燃料監視点の網羅性の確保	特定ガス検証ガイドラインに記載されている事項以外の有効と認められる視点で、検証対象事業所のエネルギーフローや監視点の網羅性を確保する記録等を作成すること。 上記以外に、燃料監視点の網羅性を確保する独自の取組を実施している場合は加えて評価する。	10 点	3 点
	(4) 検証の信頼性・正確性を確保する取組	特定温室効果ガス排出量検証チェックリストにおいて、検証結果の判断理由等を正確に記載していること。記載事項は、各検証チェック項目に対する事項に加え、毎年度、東京都が別に通知する事項とする。		5 点
	(5) 管理部門主任者配置	検証業務部門のほか、特定ガス・基準量検証の検証業務の管理及び精度の確保を行う部門（以下「管理・検証精度確保部門」という。）に1名以上の検証主任者を配置して検証結果の確認を行った上で、記録をしていること。		3 点
	(6) 内部監査の実施	検証業務部門に対して、内部監査を1年に1回以上実施していること。	5 点	
		管理・検証精度確保部門に対しても、少なくとも2年に1回監査を実施している場合は加えて評価する。		3 点
		マネジメントレビュー（経営層による定期的な業務改善）を実施している場合は加えて評価する。		3 点
	(7) 検証業務に必要な情報の周知徹底	検証業務に必要な最新の情報を、評価申請機関内で、対象者（※3）全員に周知していること。	5 点	
	(8) 要員の力量に対する管理	要員の力量管理に資する記録に関して規定していること。	5 点	
		要員の力量維持又は向上に向けた規定又は取組（教育訓練の充実）がある場合は加えて評価する。		5 点
		要員の力量の評価に関する規定又は取組がある場合は加えて評価する。		3 点
	(9) 情報公開	財務諸表等をインターネット等の利用により公表していること。		3 点
	(10) その他検証精度を高めるための工夫	（1）から（9）までの項目に係る取組を除くほか、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の精度を高めるための自主的な取組を行っていること。自主的な取組は、1項目5点とし、最大4項目（20点）まで評価する。		5 点 (20 点)
	(11) 他区分への登録	特定ガス・基準量以外の登録区分へ登録及び検証主任者を設置していること。ただし、評価申請期間の最終日に休止している場合は除く。		3 点
3	減点項目	登録検証機関等に係る行政措置要綱に規定する指導等の有無	減点	
	(1) 口頭指導の履歴	評価対象期間内の業務について東京都から口頭指導を受けた場合	登録関係業務の指導	－ 5 点
			検証関係業務の指導	－15 点
	(2) 文書指導の履歴	評価対象期間内の業務について東京都から文書指導を受けた場合	登録関係業務の指導	－20 点
			検証関係業務の指導	－40 点
	(3) 実施手順	評価対象期間内の業務において、1件でも、特定ガス検証ガイドラインに則した検証計画を作成せずに検証を実施した場合	－10 点	

- ※ 1 加点項目の合計が 40 点以上の場合は、40 点を上限とする。
- ※ 2 重大な誤りとは、特定ガス検証ガイドラインによる規定に違反し、算定排出削減量の変更等検証対象事業所の義務履行の判定に影響をもたらす検証の誤りのうち、東京都が定めた誤りをいう。
- ※ 3 対象者は、検証主任者、検証担当者及び契約検証人とする。

別表 2

評価段階	合計得点
S	80 点以上
A	70 点以上
B	60 点以上
C	60 点未満

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(申 請 者)
所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

東京都登録検証機関評価制度申請書

東京都登録検証機関評価制度要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項又は同条第2項の規定により公表されること、要綱第10条第1項の規定により取り消されることがあること及び要綱第11条の規定により失効することを了承し、要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請内容
別紙「評価対象項目取組実績」のとおり

2 添付書類
別添のとおり

3 担当者連絡先

連絡先	(電話番号)
※受付欄	

別紙

評価対象項目取組実績

評価対象項目	取組実績
検証準備の充実	
燃料監視点の網羅性の確保	
検証の信頼性・正確性を確保する取組	
管理部門主任者配置	
内部監査の実施	
検証業務に必要な情報の周知徹底	
要員の力量に対する管理	
情報公開	
その他検証精度を高めるための工夫	
他区分への登録	

※評価対象年度の取組実績について記載すること。